

東京都入札監視委員会 第1回第一監視部会 審議概要

開催日及び場所	令和6年7月4日(木) 都庁第一本庁舎北塔33階 特別会議室N1	
委員	東京都市大学建築都市デザイン学部建築学科教授 小見 康夫 (部会長) 弁護士 木下 潮音 弁護士 松本 はるか 弁護士 森岡 誠 計4名(敬称略) ※各委員はオンラインによる参加	
審議対象期間	令和5年4月1日～令和5年6月30日	
抽出案件計	6件	(備考)
一般競争	3件	
指名競争	3件	
随意契約	0件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	<b>&lt;議案1&gt;(1者入札事案)(同一事業者による長期受注事案)</b> 普通標識緊急工事年間単価契約(1、2、3、4方面)[希望制指名競争入札]	
	Q 毎回、同一の事業者が落札していることについて、当該事業者に優位などがあるように見えるが、発注者としてどのように考えているか。	A 緊急対応が必要な工事のため、常時人員及び資材を確保しておく必要があり、対応可能な事業者は相応の規模を持つ者となり、数が限られる。 より適切な競争を促すための対策として、履行期間の短縮や履行場所の分割について検討したが、1契約当たりの予定数量が小さく、発注数量が不確定になる等の恐れがあり、常時対応できる人材確保が困難ということで現状の発注方法となっている。
	Q 少数の業者の間で、競争阻害的な行動があるように疑われてしまう見え方だが、警視庁としてどのような問題意識を持っているか。	A 長年1者応札という現状を鑑み、ほかの普通標識を受注している会社を指名する等、より競争性が働く施策を考えながら入札契約手続きを進めている。
	Q 分割して発注している結果、こうした結果になっているのであれば、ひとまとめにして発注することで、比較的ボリュームができて対応がしやすくなるのではないか。	A 事業者に聞き取りをしたところ、突発的に起こる緊急工事に対する人材、施工体制の確保が参入をしにくくしている要因であり、工事範囲が広がってしまうと、速やかな対応が難しくなることであった。
	Q 他県ではこのような工事について、どのように契約しているか。	A 他県に聞き取りをしたところ、当庁と同様の契約方法で、同一の事業者が受注

	している県や、施工可能な業者に連絡して、発注する県もあった。
意見：候補者は他に何者かいるように見受けられるため、他県とも情報交換しながら、応札してもらえそうな仕組みを引き続き検討してほしい。	
<p>&lt;議案2&gt; (高額・高落札率事案) (1者入札事案)</p> <p>東京国際フォーラム(5)改修空調設備工事[一般競争入札]</p>	
Q 大規模かつ施工期間も長い工事であるが、元施工以外の事業者が、積算して入札するのに十分な考慮期間はあったか。	A 工事の規模によって、十分な見積期間をとって発注している。本件は、約2か月の積算期間を設けている。
Q 元々の図面等を十分に把握している東京都が、積算に要した期間が約2か月と考えると、事業者が積算する場合、更に時間がかかるのではないか。	A 図面をしっかりと準備しているほか、特記仕様書で施工条件は詳細に記載しており、参加者も対応できると考えている。
<p>&lt;議案3&gt; (1者入札事案)</p> <p>令和5年度神湊港海岸離岸堤(改良)建設工事[希望制指名競争入札]</p>	
Q 希望はしても、応札はしない事業者について、なぜそういう行動を取るのか。そうするメリットはあるか。	<p>A 一般的に、地理的条件等を踏まえて希望を出した後に積算が行われ、予定価格や技術者の問題を勘案して応札するかどうかを決めるものと考えている。希望をしても応札をしないということは実際多くある。</p> <p>希望することによる制度上のメリットはなく、入札しないことに対するペナルティもない。</p>
Q 希望者以外に指名しているのは、全て島しょ部の事業者となっているが、本土の事業者を指名した方が、指名の効果があるのではないか。	<p>A 財務局で扱っている案件は、大型の案件が多く、A等級、B等級等となっている。</p> <p>A等級の案件は競争性の確保に重点を置き、広く入札の参加を募っている。そのため、本土の事業者も参加できるよう設定している。</p> <p>一方、B等級のような小さい案件は、地元の中小企業の受注機会の確保を優先しており、今回は参加要件を島しょ部に設定し、その中から任意指名をしている。</p>

<p>&lt;議案4&gt; (高額・高落札率事案) (同一事業者による長期受注事案) バス停留所上屋新設等単価請負工事[希望制指名競争入札]</p>	
<p>Q 毎回、同一の事業者が落札していて、今回は2者応札だが価格差がある。当該事業者について、この工事に特に有利な特徴が何かあるのか。</p>	<p>A 本件事業者は1者で上屋を造ることができることに加え、行政手続等の経験が多く、慣れているということが強みになっていると考えている。</p>
<p>Q 施工業種が鉄鋼加工になっているが、これが参入障壁になっているということはないか。</p>	<p>A 鉄鋼加工で登録されている事業者は、一定数の数があり、それ自体が障壁になっているとは考えていない。</p>
<p>Q 予定価格が非公表となっているが、これはなぜか。</p>	<p>A 単価契約については、毎年同じ内容で発注されるということが多く、予定価格を公表することで、翌年度の発注にあたって、予定価格が容易に類推され、事業者において適切な積算がなされなくなるおそれがあることから、非公表としている。</p>
<p>意見：上屋の鉄の屋根部分は他から調達してくることとすれば、鉄鋼加工ではなく、一般的な建設業として入札に参加できる事業者が増えるのではないか。施工業種の変更については、効果があるか含め研究してほしい。</p>	
<p>&lt;議案5&gt; (高額・高落札率事案) (1者入札事案) 篠崎ポンプ所発電設備再構築その2工事 [一般競争入札]</p>	
<p>Q その1工事があるとのことだが、1回目の工事を受注したところが、競争上優位になるのではないか。</p>	<p>A その1とその2工事は密接な工事になっているわけではなく、その1工事をやっているから有利になるということはない。</p>
<p>Q 契約後に工事費用の増額に合わせた契約変更ができることを明示していれば、入札に参加する事業者も増えるのではないか。</p>	<p>A 契約後に物価高騰等で価格上昇があった場合について、一定度の上昇があった際には、契約変更等に対応していることは周知の事実であるため、その影響はないと考えている。</p>
<p>Q ガスタービン発電機について、ガスタービンの購入契約と、設置工事の契約に分割することは可能か。</p>	<p>A 発電機とガスタービンの2つを組み合わせることで機能させなければならないため、分割することは困難だと考えている。</p>

<p>&lt;議案6&gt; (高額・高落札率事案) (1者入札事案)  森ヶ崎水再生センター(東) 第二沈殿池機械設備更新工事[一般競争入札]</p>	
<p>Q 予定価格が事後公表にも関わらず、落札率が極めて高いように見えるが、予定価格が推測しやすい工事なのか。</p>	<p>A 発注規模を示していることに加え、当該施設の機械設備更新工事は、過去何回も発注していることから、それらを踏まえて入札しているものと考えている。</p>
<p>Q 当該施設の機械設備更新工事において、事業者が規則的に、代わる代わる受注しているようなことはないか。</p>	<p>A 手元に資料はないものの、決まった会社が順番に受注しているということはない認識である。</p>
<p>Q 同様の設備を順番に更新するということであれば、技術的に困難であるとは思えず、総合評価方式を取る必要はないのではないか。</p>	<p>A 下水道施設の沈殿池は、構造上、地上から深いところでの工事が必要となり、施工上の危険がある。そのため、ある程度の技術を持っている事業者によって施工する必要があるため、総合評価方式を採用している。</p>
<p>委員会による報告又は意見の具申</p>	<p>議案1から議案6について、入札契約手続きはルールどおりに運用されている。</p>